

監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の 確認方法について（お知らせ）

令和8年3月
岩国市契約監理課

令和7年12月1日をもって「健康保険被保険者証」の新規発行が終了したことに伴い、監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係を確認するための書類は、次のとおりとなりますのでお知らせします。

なお、原則として確認書類については、個人情報保護のため、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出してください。

○元請との雇用関係を証する書面

番号	確認書類（証明書類）	摘要
(1)	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	・個人の【納税義務者用】ではなく、会社には保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
(2)	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	
(3)	監理技術者資格者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの ・有効期限内のもの ・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください ・配置予定技術者の資格を証する書面として、監理技術者資格者証の写しを提出される場合には、雇用関係を証することを兼ねることができることもあります
(4)	その他上記に準ずる書類	・雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、源泉徴収票 など

・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し

- ① 『最新年度』であること
- ② 「決定」、「変更」はどちらでも可
- ③ 『特別徴収義務者用』であること

- ④ 『自治体印』が確認できること
- ⑤ 『申請者氏名』が確認できること
- ⑥ 『特別徴収義務者名』が確認できること